

○住民票における世帯主との続柄の記載方法の変更に伴う

事務の取扱いについて

平成6年12月15日自治振第233号
自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知

住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150等通知）の一部改正について、本日付けで自治省行政局長から各都道府県知事あて通知されたところであるが、その運用については、さらに下記の事項に御留意の上、遺憾のないようにされたい。

記

- 1 今般の「世帯主との続柄の記載方法」の改正は、近年におけるプライバシー意識の高揚等社会情勢の変化に即し、世帯主の嫡出子、特別養子及び養子並びに世帯主である父に認知されている嫡出でない子について、住民票における世帯主との続柄の記載の区別をせずに、一律に「子」と記載するものであり、嫡出子についても長幼性別に関する記載は行わないものとするものである。
なお、参考として、改正後における世帯主との続柄の表示の例を示すと別紙のとおりである。
- 2 今般の住民基本台帳事務処理要領の一部改正が平成7年3月1日に実施されることに伴い、市町村長は、平成7年2月28日までに、同日現在における住民にかかる住民票のうち、世帯主との続柄の記載変更が必要となるものについて、その改製を済ませておくものとする。
- 3 今般の改正に関する住民への対応としては、今回の住民票における世帯主との続柄の記載の変更が、住民に係るプライバシーの保護を目的とするものであり、これまでの親族関係に何ら影響を及ぼすものではないこと等を、必要に応じ窓口等において説明を行う等により、改正の趣旨について住民に理解を求めることが適当である。

- 4 改製前の住民票の写しの交付請求があった場合については、プライバシーの保護を図る観点から、市町村長の判断により、当該改製前の住民票の写しの交付について、合理的な制限をすることができるものとする。
- 5 「民法等の一部を改正する法律の施行等に伴う住民基本台帳に関する事務の取扱いについて」（昭和62年11月27日付け自治振第115号当職通知）は、平成7年2月28日限り、廃止する。また、今回の改正内容に反する当職通知又は回答は、本通知によって変更又は廃止する。

（別紙）

住民票における世帯主との続柄の記載例

区 分		改正前	改正後
嫡出子		長男、二女等	子
特別養子		長男、二女等	子
養子		養子	子
嫡出でない子	世帯主である父に認知されている場合	子	子
	世帯主である父に認知されていない場合	妻（未届）の子	同左
妻の連れ子	世帯主が夫である場合	妻の長男、二女等	妻の子
夫の連れ子	世帯主が妻である場合	夫の長男、二女等	夫の子
事実上の養子		縁故者	同左

○住民基本台帳事務処理要領

改正「2002年7月12日総行市第136号」

↓↓↓↓

http://www.jca.apc.org/~teru-iri/iri/juki/juki_sr19671004b.html

【略】

第2章 事務処理要領関係

○住民基本台帳事務処理要領について

法務省民事甲第2671号、保発第
昭和42年10月4日 39号、庁保発第22号、42食糧業
第2668号（需給）、自治振第150号
法務省民事局長、厚生省保険局長、社会保険庁年金
保険部長、食糧庁長官、自治省行政局長から各都道
府県知事あて通知

改正	1969年	4月	1日	自治振	第60号
	1969年	7月	25日	同	第140号
	1971年	10月	13日	同	第379号
	1972年	9月	19日	同	第390号
	1981年	12月	25日	同	第100号
	1983年	12月	20日	同	第87号
	1984年	9月	7日	保発	第84号
				自治振	第71号
	1986年	2月	4日	法務省民二第795号	
				自治振	第11号
	1986年	3月	28日	庁保発	第11号
				自治振	第34号
	1986年	12月	27日	保発	第157号
				自治振	第130号
	1990年	6月	19日	自治振	第58号
	1992年	1月	28日	同	第9号
	1994年	9月	30日	同	第188号
	1994年	11月	22日	同	第216号
	1994年	12月	15日	同	第232号
	1998年	12月	15日	同	第155号
	1999年	2月	1日	法務省民二第165号	
				自治振	第11号
	1999年	12月	13日	自治振	第170号
	2002年	7月	12日	総行市	第136号

2号)が、きたる昭和42年11月10日から施行されることとなったことに伴い、別添のとおり、「住民基本台帳事務処理要領」を定めたので、管下市町村に示達のうえ、よろしくご指導願いたい。

【中略】

第2 住民基本台帳

1 住民票

(1) 様式および規格

【中略】

(2) 記載事項（法第7条）

ア 氏名（第1号）

戸籍に記載又は記録がされている氏名を記載（字体も同一にする。）する。

世帯票の場合には、氏を同じくする世帯員が数人いる場合であっても、氏を省略することなく氏名を記載する。本籍のない者又は本籍の不明な者については、日常使用している氏名を記載する。

世帯票の場合における世帯員の記載順序は、次によることが適当であり、**転入等により既設の世帯に入る者については、末尾に順次記載する。**

- | | | |
|------|---|-------|
| 第1順位 | 1 | 世帯主 |
| | 2 | 配偶者 |
| | 3 | 長女 |
| | 4 | 二男 |
| | 5 | 二女 |
| 第2順位 | 6 | 長男 |
| | 7 | 長男の妻 |
| | 8 | 長男の長男 |

世帯主の家族（夫婦とその子の一団に属しないもの）

- | | |
|----|----|
| 9 | 母 |
| 10 | 姉 |
| 11 | 弟 |
| 12 | 祖母 |

世帯主の家族以外の者

- | | |
|-----------|------------|
| 13 | 同居人 |
| 14 | 家事使用人 |

（注）氏名の文字に誤字があるもの、又は常用漢字の原字等により戸籍に記載又は記録がされているもの等については、本人からの申出により、市町村長の職権で、それに対応する文字又は字体に更正できるとされている（戸籍

先例)ので、その更正を希望する者に対しては、その旨を指導するのが適当である。

また、氏名には、できるだけふりがなを付すことが適当であるが、その場合には、住民の確認を得る等の方法により、誤りのないように留意しなければならない。

イ 出生の年月日 (第2号)

戸籍に記載又は記録がされている出生の年月日を記載する。この場合において、年号を印刷しておき該当年号を○で囲むこと、又は生年月日の記載であることが明らかである限り、「明治、大正、昭和」の年号を「明、大、昭」と、「10年10月10日」を「10. 10. 10」と略記することは、いずれも差し支えない。

ウ 男女の別 (第3号)

男女と印刷しておき、該当文字を○で囲むこととしても差し支えない。

エ 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名および世帯主との続柄 (第4号)

(ア) 個人票の場合

世帯主については、世帯主との続柄の欄に「世帯主」または「本人」と記載すれば足りる。

(イ) 世帯票の場合

世帯主の氏名は、共通欄を設けて記載し、各個人ごとの記載は省略するのが適当である。続柄については、各個人ごとに続柄欄を設け、世帯主については「世帯主」または「本人」と、世帯員については、世帯主との続柄をそれぞれ記載する。

(ウ) 世帯主が外国人である場合の世帯主の氏名の記載方法外国人と日本人との混合世帯の場合には、外国人が実際の世帯主であっても、外国人は法の通用から除外されているので(法第39条)、日本人の世帯員のうち世帯主にもっとも近い地位にあるものの氏名を記載し、実際の世帯主である外国人の氏名を備考として記入する(法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製する住民票にあつては、記録する。以下同じ。)

(エ) 世帯主との続柄の記載方法

世帯主との続柄は、妻、子、父、母、妹、弟、子の妻、妻(未届)、妻の子、縁故者、同居人等と記載する。

世帯主の嫡出子、養子及び特別養子についての「世帯主との続柄」は、「子」と記載する。

内縁の夫婦は、法律上の夫婦ではないが準婚として各種の社会保障の面では法律上の夫婦と同じ取扱いを受けているので「夫(未届)、妻(未届)」と記載する。

内縁の夫婦の子の世帯主(夫)との続柄は、世帯主である父の認知がある場合には「子」と記載し、世帯主である父の認知がない場合には「妻(未届)の子」と記載する。

縁故者には、親族で世帯主との続柄を具体的に記載することが困難な者、事実上の養子等がある。夫婦同様に生活している場合でも、法律上の妻のあるときには「妻(未届)」と記載すべきではない。